

正 誤

令和五年三月二十八日（号外第六十二号）経済産業省告示第二十三号（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示）（原稿誤り）

三三八 表中央左欄「告示第 号」  
三三九 表中央左欄「告示第28号」  
三四六 「一枚で構成される複層ガラス」  
「一枚」

（印刷誤り）  
三三九ページ表中改正前欄中

ガラスウール断熱材	ガラスウール断熱材
ロックウール断熱材	ロックウール断熱材
三四ページ表中改正後欄中	
区分名	区分名
上げ下げ	上げ下げ
引違い	引違い
FIX	FIX

すべり出し	すべり出し
たてすべり出し	たてすべり出し

三三九ページ表中改正前欄中

区分名	基準熱損失防止性能の算定式
上げ下げ	$q = 2.54S^{0.72} + 1.02S^{0.88} + 0.12S^{1.06}$
引違い	$q = 2.21S^{0.91} + 1.38S^{0.84} + 0.14S^{0.99}$
FIX	$q = 1.71S^{0.89} + 1.27S^{0.97} + 0.28S^{1.03}$
すべり出し	$q = 1.71S^{0.85} + 1.30S^{0.92} + 0.40S^{1.08}$
たてすべり出し	$q = 1.49S^{0.77} + 1.56S^{0.87} + 0.37S^{1.12}$

区分名	基準熱損失防止性能の算定式
上げ下げ	$q = 2.54S^{0.72} + 1.02S^{0.88} + 0.12S^{1.06}$
引違い	$q = 2.21S^{0.91} + 1.38S^{0.84} + 0.14S^{0.99}$
FIX	$q = 1.71S^{0.89} + 1.27S^{0.97} + 0.28S^{1.03}$
すべり出し	$q = 1.71S^{0.85} + 1.30S^{0.92} + 0.40S^{1.08}$
たてすべり出し	$q = 1.49S^{0.77} + 1.56S^{0.87} + 0.37S^{1.12}$

三四四ページの表中央

区分名	区分
たてすべり出し	たてすべり出し

様式第十七号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

様式第十七号の二中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」及び「連絡助成事業」や「地域連携・助成事業」に改める。

同日（同号外）法務省告示第二百七十九号（更生保護事業会計基準の一部を改正する件）（原稿誤り）

五六ページ上段終りから一四行目から五行目までは、次のとおりの誤り。

様式第一号及び様式第二号中「継続保護事業費」を「宿泊型保護事業費」及び「一時保護事業費」や「通所・訪問型保護事業費」及び「連絡助成事業費」や「地域連携・助成事業費」及び「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号中「継続保護事業費」を「宿泊型保護事業費」及び「一時保護事業費」や「通所・訪問型保護事業費」及び「連絡助成事業費」や「地域連携・助成事業費」及び「継続保護事業連絡調整費」や「宿泊型保護事業連絡調整費」及び「一時保護事業連絡調整費」や「通所・訪問型保護事業連絡調整費」及び「連絡助成事業連絡調整費」や「地域連携・助成事業連絡調整費」及び「継続保護事業助成費」や「宿泊型保護事業助成費」及び「一時保護事業助成費」や「通所・訪問型保護事業助成費」及び「連絡助成事業助成費」や「地域連携・助成事業助成費」に改める。

令和五年三月二十八日（号外第六十二号）経済産業省告示第二十三号（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示）（原稿誤り）

三六三 関係告示 労働者 労務事業者

（原稿誤り）  
令和五年八月二十二日正誤欄中（令和五年三月二十八日（号外第六十二号）経済産業省令第十一号）を削除する。

### 正 誤

令和五年十一月十日（号外第二百三十六号）公布法務省令第四十四号（更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二三ページ下段終りから五行目から一行目までは、次のとおりの誤り。

様式第二号中「一時保護事業所」を「通所・訪問型保護事業所」及び「連絡助成事業所」や「地域連携・助成事業所」に改める。

様式第三号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」及び「一時保護事業」や「通所・訪問型保護事業」及び「連絡助成事業」や「地域連携・助成事業」に改める。

様式第四号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

二六ページ上段終りから七行目から一行目までは、次のとおりの誤り。

様式第十四号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

様式第十四号の二中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」及び「連絡助成事業」や「地域連携・助成事業」及び「一時保護事業所」や「通所・訪問型保護事業所」及び「連絡助成事業所」や「地域連携・助成事業所」に改める。